大阪府は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

１　対象事業者

1. 法人名　智静合同会社
2. 代表者　代表社員　浅田　智子
3. 所在地　大阪府河内長野市大矢船中町２１番９号

２　対象事業所名及び所在地

1. 事業所名　　さんきゅう
2. 所在地　　大阪府河内長野市昭栄町５番４号 メゾンホワイト１０２号室
3. サービス種別　　児童発達支援、放課後等デイサービス

３　処分年月日

　令和７年７月１４日（月曜日）

４　指定取消年月日

　令和７年８月１日（金曜日）

５　指定取消の理由

○不正の手段による指定 （児童福祉法第２１条の５の２４第１項第９号）

　　法人代表兼管理者兼児童発達支援管理責任者は、居宅介護支援において常勤の介護支援専門員として勤務していたが、自身を管理者兼児童発達支援管理責任者として障害児通所支援事業を申請することが、不正であることを認識せず、指定を受けた。

６　不正請求額

　約3,999万円（返還額は、支給決定を行った市町村が確定する。）